

独占禁止法基本問題懇談会  
第4回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

**塩野座長** それでは、定刻になりましたので、第4回の独占禁止法基本問題懇談会を開催することにします。今日は安倍長官がお見えでございますので、最初にごあいさつを賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

**安倍官房長官** おはようございます。この度、内閣官房長官を拝命をいたしました安倍晋三でございます。委員の皆様方におかれましては、課徴金制度や審判手続の在り方、不公正な取引方法に対する措置の在り方といった独占禁止法の基本問題について検討を進めていただいております。本日は第4回の懇談会の開催となると聞いておりますが、精力的な御審議に感謝を申し上げる次第でございます。

独占禁止法は我が国の競争政策の基本となる重要な法律であります。競争的環境のより積極的な創造に向け、委員の皆様方の高い経験を生かし、実りある検討をしてまいりたいと存じます。細田官房長官に引き続きまして、しっかりとその任を果たしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(プレス退場)

**塩野座長** ありがとうございます。今後、遺漏なきよう精力的に行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

(官房長官退室)

**塩野座長** それでは、会議に入りますが、本懇談会の委員の交代がございますので御報告いたします。草野委員におかれましては、先日、日本労働組合総合連合会の事務局長を御退任になり、あわせて、当懇談会の委員についても退任されたいということでございます。そこで新任の委員として、新しく日本労働組合総連合会の事務局長に就任されました古賀伸明さんに懇談会の委員のお願いすることになりましたので、御紹介いたします。一言ごあいさつ頂けますでしょうか。

**古賀委員** 御紹介いただきました古賀でございます。今、紹介がありましたように、10月に初旬に開かれました第9回連合の定期大会におきまして、草野の後任として連合事務局長に選出をされました。この懇談会につきましては、第1回目の7月に草野の方から連合としての考え方や、あるいは様々な取り組みについて話も提起もしていると思います。私自身専門家ではございませんけれども、できるだけ働く者、現場の声を基本にして、この懇談会に参加してまいりたいというふうに思っておりますので、皆様方の御指導を心からお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきたいと思いま

す。どうかよろしく願いいたします。

**塩野座長** それでは、本日の議題に入ります。本日は専門調査員をお願いをしております法政大学の今井教授、東京大学の岩橋助教授、東京大学の川出教授から主要国の法制度について報告をしていただくことになっておりますことは御案内のとおりでございます。今井教授からはイギリス、フランスについて、岩橋教授からはアメリカについて、川出教授からはドイツについて御報告をいただくということになります。

お三方の御報告を続いてやっていただいた後に、全体としての質疑応答の時間にしたいということを考えております。また多少御質問を御検討いただくということもありますので、お三方の御報告が終わった後で、5分か、10分ぐらい休憩をはさんで質疑応答に入りたいと思います。

それでは今井教授よろしく願いいたします。

**今井調査員** おはようございます。それでは、私の方からイギリス、フランスの順番で両国における競争法違反、主にその制裁の在り方につきまして、概略的な説明をさせていただきます。

まず、イギリスに関しましては、資料が2つございます。資料1 - A 1とA 2でございまして、A 1はA 2の骨子でございますので、適宜そちらもお目通しいただければと思います。

内容に入ってまいります。まず、イギリスにおいては現在、1998年の競争法（Competition Act 1998）と、2002年企業法（Enterprise Act 2002）が、競争法に関する主たる法規となっております。

前者の1998年法はE C条約、ローマ条約と言われているものですが、この条約を念頭に置き、ほぼこれに忠実にイギリス国内で、この条約を国内法化するためにつくられたものでございます。したがって、E C条約と同じように、反競争的行為の合意を禁止し、また支配的地位の濫用を禁止しているところでございます。

他方、2002年企業法はもう少し多くの目的を持ったものでございまして、倒産法あるいは消費者保護に関する規定を強化する。その一環としまして競争法の分野においても、より規制を強めたものでございまして、特徴といたしましては、行為者、自然人個人を処罰する規定を初めてイギリスにおいて設けた点が際立っているところでございます。

さて、こうした1998年法あるいは2002年法の実施に当たる機関でございま

すけれども、一番上のところに貿易産業省（DTI）というものが存在しております。これが産業政策、貿易政策等を所管する一環といたしまして、競争法に関しても各種の高度な政策を決定しているところであります。

より具体的に両法の適用に責任を負っておりますのが、公正取引庁（OFT）、競争委員会（CC）と競争控訴審判所（CAT）でございます。そして、2002年法が新設いたしましたカルテル罪の捜査、訴追については、重大不正捜査庁（SFO）がございまして、これが主要な権限を持っております。

以下お話しすることは、競争法違反について、日本的に言いますと、民事ないしは行政的な規制と、程度の重い違反に対する刑事的な規制ということになりますが、この話の前に、ごく簡単にイギリスにおける刑事法の基本原則について説明させていただきます。

イギリスはコモン・ローの国でありまして、初めから基本法があるわけではございません。どの領域におきましても、先例の積み重ねによりまして、例えば、こういった類型が犯罪に当たる、処罰はこうだというふうなことが決まっているところでございます。したがって、犯罪も大きく分けると、まずそのような先例に従って形成されてきたコモン・ロー上の犯罪というもの、その後、制定法で犯罪として明記されるに至った類型がございます。

窃盗でありますとか、殺人等はコモン・ロー上の犯罪でございます。ただ、現在ではさすがにそれでは困るということで、コモン・ロー上の犯罪についても明文を置くように努力はしておりますが、まだ、刑法典というものはできておりません。他方、制定法上の犯罪としましては、明確性の要請から、例えば道交法違反であるとか、労働法に関する違反などが、法文において規定されているところでございます。

もう一つ、犯罪の分類に関して特徴的なことは、起訴の仕方が異なる点で2つの犯罪類型が区別されているところでございます。略式起訴にかかる犯罪（summary offence）と正式起訴にかかる犯罪（indictable offence）が区別されております。

略式と言いましても、我が国の略式手続に対応するものではございません。両者の違いは陪審（jury）を介して事実認定をするかどうか。略式起訴の場合は、それがありませんが、正式起訴の場合は、それをするという点の違いがございます。これに対応いたしまして、裁判所も違っております。

裁判所は2つの類型に区別されますが、誰が被疑者を訴追するのかという

点につきましては、基本的には私人、つまり犯罪ありと思料する者で、かつその証拠を持っている者が私人として訴追できるという点が大きな特徴でございます。現在でも、この制度は使われておりますが、多いときで、年に十数件というのが近時のデータでございます。現在では、検察官に相当する公訴官（Crown Prosecutor）、王の名のもとで公訴をするという意味ですが、Crown Prosecutorというものが存在しており、それを所轄するC P S - 公訴局が全国の主要拠点に事務所を構えております。

そして、犯罪の公訴の提起に際しては、このC P SのCharging Standards というものが公開もされておりますが、今回の御報告との関係でいいますと、その中でイギリスにおける刑事法の基本理念についても言及がございますので紹介いたします。すなわち、人を処罰する目的は過去の違法行為に対する非難、あるいは応報であると共に、同種の行為の抑止、再犯を抑止することになる、と明記されているところでございます。

さて、また、今回の御報告に関連するところでございますが、競争法違反は、事業者、Enterpriseでありますとか、Corporation による場合が非常に多いので、そういった主体による行為が犯罪を構成することがあるか。すなわち、法人処罰というものが可能かということも御関心の向きだろうと思えます。

そこでレジュメの方では、少し詳しく書いてありますが、かいつまんでお話ししますと、イギリスでももともとは犯罪は自然人が行うものに留まるといった意見が強かったのでございますけれども、民事の不法行為等というもの、刑事責任の区別が厳格でない、ということもありまして、徐々に民事で不法行為責任を法人に問うのであれば、刑事責任を法人に問うてもいいではないかという発想が強くなりまして、現在では、理念的にはすべての犯罪につきまして、法人処罰が可能であると言われております。

それを支える理念としては、大きく2つがございます。1つが報償責任あるいは代位責任というものでして、法人が従業者の行為によって利益を得ている以上、責任も負うべきであるという民事的な発想に近いものでございます。

しかし、現在では、これは克服されてきておりまして、主要な理念はidentification theory（同一視理論）というものでございます。これは法人と同一視できる自然人が違法な行為を行った場合は、その自然人を処罰す

ることを通じて、当該法人自体を処罰するのだとする考え方でございます。この考えが非常に有力であったのでございますけれども、現在では動揺が来ているとも言われております。

それは例えば、資料1 - A2の方では御紹介しておりますけれども、ドーバー海峡のフェリーの事件でありますとか、あるいは国鉄の駅構内での火災事故等の場合に、誰が非難されるべき法人と同一視できるのか、そういった自然人行為者の特定が困難である、そのことによって公訴が撤回されたような場合があるために、特定の法人を処罰すべきであるという社会のニーズに合わないというのではないか、その点をどうすべきかが議論されております。

その対応の1つといたしまして、1995年に法律委員会が提起したものでございますが、corporate manslaughter、日本で言いますと、法人による業務上過失致死のような類型でございますが、これに関してのみ明文をつくり、コモン・ローを明文化することによって処罰範囲を明確にしようという提案がなされております。

その詳細は資料1 - A2の4ページに条文の仮訳を入れておりますが、この考えによると、同一視できる自然人がいなくても法人を処罰できることになると言われております。しかし、まだかなり反対が強いところであり、この法案に関する趨勢も予断を許さないものと思われまます。

さて、次に競争法違反のところに戻ってまいります。「競争法違反に関する制度とその運用状況」というところでございます。

先ほど申し上げましたように、イギリスの1998年法あるいは2002年法の執行を担当しているのはOFT (Office of Fair Trading) でございますが、その長官が様々な苦情を受けること等によりまして、競争法違反ありと思ったときに調査を開始いたします。

その調査の一環といたしまして、不動産営業所等へ立ち入り、それは営業日2日を置いての書面によるノーティスをもって、そこに入る場合もでございますし、また、それが適当でないときには、裁判官の発する令状を得て入ることもございますが、不動産に立ち入ること等によりまして、そこで物件を収集する。書面の説明を求める、書面あるいはコンピュータ上のファイルの提出を求める。それはプリントアウトの形、あるいはFD等に入れて持ち帰るということもございますが、そういった調査権限と、その過程での住居への立ち入り、物件の搜索、差し押さえということまでができることになって

いる点が特徴であろうと思います。

この調査の過程におきまして、O F T長官の受任を受けた職員に対して、例えば妨害行為があった場合には、所定の法律で処罰されることになっておりますが、これも主に1998年法にありますけれども、今回のここでのお話との関係でいいますと、やや筋の違ったお話ですので、余り取り上げてはございません。ただ、こういったO F T長官の権限の行使を妨害する場合に、刑罰が科されることもあるということは、一言触れておきたいと思います。

それから、このO F T長官による調査の結果、O F Tが競争法違反ありと思った場合に、どのような行為をするかということですが、大まかに分けて2つがございます。

まず、1998年競争法の32条、33条等によるものでございますけれども、当該違法行為を終結するように勧告をするということがあります。他方、そのような勧告を待っている間は、違法な状況が極めて不適切な結果を招き得る場合には、まず緊急措置といたしまして、35条に従い、日本でいう仮処分のようなものをかけることができます。このあたりは資料1 - A 2の方では、6ページと7ページのところに、ごく簡単ですが触れてありますのでお目通しください。

次にまいります。今のようなO F T長官に対する苦情申し立て、あるいは自らの発見により調査をし、違法な行為がありと思った場合、そしてそれが認定された場合には、O F T長官が当該事業者に対して金銭的制裁（financial penalty）を課するという点が、特に今回のこの研究会においてはご関心のあるところかと思えます。

この点について少し詳しくお話しいたしますと、資料1 - A 2では7ページ以下でございますが、1998年法の36条におきまして、次のような規定が書いてございます。

O F T長官は1998年法に規定する違反がありと認めた場合には、事業者（enterprise）に対して、金銭的制裁（penalty）を課することができることになっております。法律ではpenalty としか書いてありませんけれども、この法律の実施マニュアルでありますO F T s guidance as to the appropriate amount of a penalty というものを、7ページの注の21に掲げておりますが、そこでは、はっきりとfinancial penalty であると明記されております。このpenalty をどのような要件で課すかですが、違反者が当該違

反を故意または過失によって行っていたという認定があって、初めてこれを課することができます。そして、このpenalty を課す旨は支払い期日を明示した書面をもって通知されます。

その額でございますけれども、違反をした事業者の総取引高、この内容は7ページの注の24に掲げてありますけれども、現在では認定された違反の1年前までの取引高を指すことになっておりますが、この総取引高の10%を超えない額ということでございます。

そして、OFTがそのような額を決めまして、支払いを督促をするわけでございますが、期日までに支払いがなされないとき、レジユメでは8ページでございますけれども、未払いの民事の負債として、その履行を請求することができる旨が明記されております。

8ページの上から4行目のところですが、1998年法の37条により、支払いがされていない、このfinancial penalty は民事上の負債として取り立てるべきものとされており、このことから、このpenalty は刑事罰ではないと理解されております。

ここまでは、ごく概括的なpenalty の説明でございますが、法38条1項により、いかなる方法により、このpenalty を課すか公表しなければいけないことになっておりまして、それに従ってOFT長官が出しているのが、先ほど言いましたOFT's guidance as to the appropriate amount of a penalty でございます。

ここで規定されているものは、ECの競争に関する条約にほぼ対応しているものですが、なされた違反行為の重大性を反映すべきであること、これと同時に、そのような違反行為が将来において再発することを抑止すること、こうした2つの目的達成のために適切な額を設定せよということが書かれており、以下の5つ点が条件として掲げられております。

まず、1番目に違反の性質というものを考慮して、関連する総取引高にそれを掛け合わせることによって、penalty 算出のstarting-pointを出すということになっております。

次に違反の期間を考慮いたします。簡単に言いますと1年を超える場合は、2年ならば×2というふうにいたします。1年を切っている場合には1年と換算いたします。

3番目に、次の他の要素を考慮するわけですが、例えば、詳しいことは省



略いたしますが、1番、2番の考慮を経て、starting-pointというものが変動を受けるわけですけれども、ここで幾つのstarting-pointにまでなっているかを考えるということでございます。

それから4番目、ここが関心のあるところでございますが、違反行為に対するpenaltyを加重する要素（aggravating factors）というものと、それを緩和する要素（mitigating factors）というものを踏まえて調整をするということになっています。

このaggravating factorsとmitigating factorsというのは、先ほど言いましたC P Sのcharging ordersでも常に出てくるもので、イギリスでは、民事、刑事、行政法を問わず頻出する言葉ですが、ここで言われているものは、加重要素といたしましては、当該事業者が主導的に当該違反行為を行ったのか否か、他方、緩和要素としては、他の事業者にカルテル等を強制されてやったのかというふうなroleの違いを考慮しろということが明記されているところでございます。

そして5番目にこうやって出てきましたpenaltyの総額が、それでも取引高の10%という法定上限を超える場合には、ここまでに戻すということにしますし、その際、同時に二重の危険（double jeopardy）というものを排除するよというこも、明記されてございます。

この二重の危険というのが、何を意味するのか余りはっきりしないのでございますけれども、コメンタリー等で読みますと、ここで言われているのは、E Cの他のメンバーズ（加盟国）において、事業者がやはり同じようなpenaltyを課せられている場合には、それを考慮しろということでございます。

原文によるとpenaltyあるいはfineであって、E C委員会によって、あるいはE Cの他のメンバー国によって課せられたものをreduce（減額）せよというふうになっておりますが、E C自体はfineといっても罰金をかけることはできません。また、E C加盟国において競争法違反を理由として、罰金、刑罰を課している国は、まずフランスであり、次にイギリスでございますので、ここで言われているfineにcriminal fineが入っていることは、まずないと思われま

す。この点につきましては、更に文献調査を続けたいと思っておりますが、現時点では、この二重の危険というのは、financial penaltyとしての非刑罰的なも

の額の調整というふうに理解したいと思います。

このガイドラインに従いまして、OFTは現在に至るまで非常に多くの事案を処理しておりますけれども、最初に公表された事案が9ページのレジюмеに書いてありますNapp薬品会社に関する2001年3月のケースでございます。Napp社が病院に対しては市場を独占するために非常に安い価格で、しかし、一般消費者に対しては高価で売っていたということが1998年法に違反するというので、最終的には220万ポンドのpenaltyが課せられております。

この事案では、次に述べますリニエンシー・ポリシーが適用されたのではないと言われておりますが、最初に摘発された事例であったために、実質的には同じ評価がなされて減額が可能になったということでございます。

次に、このpenaltyの換算に際しまして、採用されているリニエンシー・ポリシーについてでございます。皆さんが、日本の改正独禁法との関係で御承知のものと、ほぼ同じ形のポリシーが採用されております。どういうことかといいますと、まず、違反事業者がカルテル調査局長とコンタクトをとり、それは最初は電話でもいいのですけれども、コンタクトをとりまして、そしてカルテル行為に関する証拠を提供する。そのようなことをされまして、penaltyの100%免除を受けることはできます。または証拠の提出の状況、あるいは既にOFTがどのような心証を抱いていたかということによって、リダクションの価値は変わってきますけれども、概ね100%あるいは50%までの減額が可能であるということになっております。

詳細を口頭で話しましても詳しくなりますので、10ページの真ん中あたりのところに書いてあることを後でお目通しただければと思います。

現在のところ、このリニエンシー制度は相当使われておりまして、最初の事例はArriva社とFirst Group社が行っていた市場分割にかかるものでございます。商業バスの営業路線を分割するという協定を結んでいたのですが、これが発覚いたしました。そして、まず最初にFirst Group社というものは、OFT局長による調査が開始された後でしたが、我が社だけがlenientな取り扱いを受けたいと積極的にコンタクトをとったことから、penaltyの全額免除を得ております。

他方でArriva社は36%の減額を得ております。これは恐らく、リニエンシー・ポリシーの最初の適用事例であったからでありましょう。また、近時のものといいたしましては、ゲームの価格協定事件でありますとか、プロサッカー

一チームのレプリカシャツの価格を業者が一律に価格を協定したことに対し、違反ありと認定された際に、このリニエンシーが適用されたものも報告されています。

ここまでがfinancial penalty のかけ方、何の要素を考慮するかトリニエンシー・ポリシーとして、どういうものがなされているかについてでございます。

これが事業者（enterprise）に対する金銭的な制裁であることに対しまして、次の取締役個人に対する資格剥奪命令というものは、もう少し属人的なものでございます。資料1 - A2では10ページの(4)のところでございますが、事業者において取締役として行動していたものが違反行為を行った場合には、OFTの申出により、裁判所が当該自然人に対して、最高で15年間取締役としての業務の欠格、資格剥奪を宣言するというものでございます。

同じような資格剥奪ないしは欠格の宣言は倒産法の領域においても見られるところですが、イギリスでは、これが非常に頻繁に利用されております。

11ページの注の43で、若干古いデータでございますけれども、少し紹介しておりますが、2002年では、この資格剥奪命令を受けたディレクターは1,594人おり、また比較的近時の5年間では、7,607名の取締役が5年間資格剥奪をされております。ここまでが裁判所が関与しておりますけれども、刑罰以外の制裁ということになると思います。

次に2002年企業法が新設導入いたしましたカルテル罪について簡単にお話しいたします。レジユメの11ページ以下でございますが、その企業法188条は、事業者ではなく、自然人が所定の行為、カルテルを締結するなど、合意をすることだけで犯罪が成立するものと規定を置いております。

条文の仮訳は11ページでございますけれども、今、申しましたように、この犯罪は自然人事業者が他の事業者と不誠実に、dishonestly に以下の合意をする。それだけで犯罪が成立するという非常に厳しいものであります。

今回書いておりませんが、沿革的には、これはコモン・ローのconspiracy to defraudに由来しているのでありますけれども、日本の場合と違ひまして、合意プラス実施ではなく、合意だけで犯罪が成立してしまうものであるために、立法過程において様々な批判があったところでございます。しかし、政府当局のHouse of Lords（貴族院）での説明によると、これが適用されるのは極めて悪質なものであるため、それほどマーケット関係者の予測可能性を損な

うものではないという答弁がなされております。現に調べましたところ、私が調べた限りですが、この犯罪が適用されて有罪判決が出たものは、まだないようでございます。

この犯罪の構成要件については、ここに書いてあるとおりですけれども、この犯罪に関する調査は、O F Tの権限、義務とされております。2002年企業法の193条、194条、201条等によりまして、O F Tが本罪の調査に関する情報提供に当たり、あるいは令状を得て立ち入りをしたりするということをしておりますが、訴追に対しましては、先ほど言いました。S F O ( Serious Fraud Office ) ) ) というもの、これは公訴局と同等の立場に立って、日本でいいますと、東京地検特捜部の経済事犯を扱うような部署でございますが、そこが専門にやっていて、O F Tはそれをサポートするというのが法の建前でございます。

これが、この犯罪の内容ですけれども、その客観的要件、主観的要件につきましては、レジユメの13ページに書いているところでございます。いわゆる水平的な制限であって、かつ相当悪質なhard core cartelというものにしか適用されないということ。また、単なる故意ではなく、dishonestly という主観的要件が立証できなければだめだという制約がございます。これをjury、陪審員の前で公訴官が立証しなければいけないので、相当、立証のハードルは高いものと思われま。ちなみにS F O主管の犯罪に関しては、現在、juryの関与を排除しようとする傾向があり、将来はこの犯罪にも、そういった動きが及ぶかもしれません。

以上がイギリスにおけるfinancial penaltiesと、その先にあります所定の犯罪についての概観でございますが、小括いたしますと、競争法規違反と制裁との均衡はどうであるかということにつきましては、これはfinancial penalty の額設定におきまして、先ほどのguidanceにも明記されているように、違反行為の重大性 ( seriousness ) を勘案せよということがはっきり出ており、その具体化として上限10%を限度として加重要素、軽減要素が考慮され、またリニエンスも考慮されることになっているので、先の実現は実現に向かっているものと思われま。

他方、もう一つの大きな問題であります金銭的な制裁と刑事罰との併科、いわゆる二重処罰ということですが、先ほど言及しましたように、financial penaltiesの関係、U KとE U諸国との関係では調整規定がござ

います。しかし、刑罰は事業者にはかからないことになっておりますので、現在では問題としては少ないのが現状です。

ただ、最後に書きましたが、先ほど申しましたように、イギリスではすべての犯罪について、法人処罰が理論的には可能でございます。カルテル罪につきましても、主体は " a person " となっておりますが、その解釈によっては、そこに法人が入らないわけではありません。したがって、この罪の運用が活発になった場合の状況は変化する可能性があると思われま。

以上がイギリスについての状況でございます。

それでは、引き続きましてフランスの方に移らせていただきます。フランスにつきましても、用意させていただきました資料は4つございます。骨子といたしまして、レジユメ形式のB1がございまして、これはその次のB2の内容の要約版でございます。B3の方は現在の商法典の規定の仮訳でございます。また、B4は少し一般的ですが、フランスにおける法人処罰の動向について検討を加えたものです。

それでは主に、B1とB2に基づいて、簡単に説明させていただきます。

現在のフランスにおける競争法を規制する条文は、商法典 ( Code du commerce ) の第4編のL410-1から470-8までに規定されております。これ以前は価格令、価格に関するオルドナンスというものが、80年代ごろから幾つか出てきていたのですけれども、今回はそれを省略しておりますが、フランスでは、当初は、その価格令によって価格協定を処罰するという犯罪化の方向を非常に明確に打ち出していた点に特徴がございました。

これに対しまして、現在の商法典は犯罪化をやめる。非犯罪化を目指して立法化されたと説明されております。そして、その商法典を若干強化するものとして、NRE、即ち、2001年5月15日の「新たな経済規制に関する法律」というものができ、商法典の条項の修正がなされております。

それと合わせまして、刑法典の313条の6条というところに、対象は自然人に限定されておりますが、談合罪が規定されております。これらが主要な検討対象の法規であろうかと思えます。

では、そういった法令、特に商法典所定の実質的な競争法規の執行に責任を負う機関は何かと申しますと、まず第1は経済大臣でございます。次が競争評議会 ( le Conseil de la concurrence ) という独立した機関が存在しております。これは、政府、国会、事業団体、事業者等から様々な諮問を受ける

機能と、それから紛争が生じた場合に、その紛争を解決する争訟的機能の2つを持っている独立した機関でございます。

この競争評議会、今回、レジユメの方では書いておりませんが、どういう方がその構成員になるのかといえますと、コンセイユ・デタのメンバーであるとか、あるいは経済界のトップの方、会計の専門家の方等が入っていて、17人で構成されていて、4つの部に分かれております。中には常設の委員会もございますけれども、4つの部に分かれていて、それぞれ争訟、諮問等を担当しているところでございます。

そしてもう一つ、もちろん司法機関が関与いたしますが、競争法規違反ということが問題となって、競争評議会が判定を下すわけですが、その判定に不服があるときには、パリ控訴院 (Cour d'Appelle de Paris) に控訴をいたします。即ち、競争評議会の処分にかかる不服の申し立ては、まず、Cour d'Appelle de Paris に対してなし、更にそれに対する不服申し立ては Cour de Cassation、即ち、日本の最高裁に該当します破毀院に申し立てるということになっております。ここからもわかりますように、競争評議会が出す処分というものは、限定された機能を持つわけでございまして、例えば、ある契約が有効か無効かという判断は、司法裁判所を経なければいけないというふうになっております。

戻りまして、このように競争法の執行においては、司法機関も関与するわけですがけれども、後に話します犯罪との関係では、共和国の検事局 - - 検察官ですね - - それから裁判所が関与いたします。裁判所の特徴等については、これについて次にお話しいたします。

そこで次にフランスにおける刑事法の基本原則、ごくごく簡単なところでございますが、お話しいたします。

フランスにおいては、まず犯罪の分類は重罪 (crime) 軽罪 (delit)、違警罪 (contravention) に分かれています。これらは、それぞれに対する法定刑の重さに応じた区分でございます。詳細は今日は省かせていただきますが、一番重いもの、かつて死刑があった場合、死刑に該当するものは重罪であったわけですし、現在では無期拘禁刑に当たる罪などが重罪に該当するものです。

軽罪の範囲が一番広いのでございまして、拘禁刑が上限10年である場合や15年であるような場合がございます。もっとも、多くの軽罪には罰金だけが

予定されているとも言えます。若干、短期の拘禁刑もございますが、多くは罰金刑でございます。

このような犯罪について、誰が訴追を担当するかといいますと、まず共和国の検察官がおりますが、公訴を提起いたしますと、裁判所の中の予審裁判所と言われるところに予審判事という者がおりまして、裁判官ではありませんが、公訴に付するかどうかを評価し、その評価を通して初めて司法裁判所に事件が送付されるという仕組みになっております。

我が国も戦前はこういう制度を採用していましたが、フランスはその母国でございますが、現在でもこの制度が使われております。

他方でイギリスにも似ておりますが、私人による公訴も可能でございます。ここに書きましたが、公訴権の発動を義務づける告訴というものがある、plainte avec constitution de partie civileというものですけれども、競争法の領域では、消費者団体の長などがクラスアクションに似ているのですが、私訴を提起いたしまして、損害賠償をすると同時に公訴の提起も求める場合が非常に多くなっております。

それからフランスにおいては、法人処罰は大陸法系の国では、先陣を切ったのでございますが、刑法の121条の2により、明文上、可能になっております。

資料1 - B 2の2ページに条文を入れてございますが、次のようなものでございます。

国を除く法人は刑法第121-4条ないし121-7条、これは故意犯、過失犯 - - そういったものですが - - の区別に従い、かつ、法律又は規則に定める場合において、すなわち、イギリスと違って判例では処罰できず、明文が必要なのですが、その場合において、法人の機関又は代理人によって、当該法人のために行われた犯罪について、刑事責任を負うという条文が存在しております。この活用はかなり活発でございます。

ですから、後で話しますように、競争法違反の場合に、法人が処罰される場合も少なからずあるということに御注意ください。このあたりの詳しいところは、先ほどの資料をお目通しいただければと思います。

それでは、次の「競争法違反に関する制度とその運用状況」について、そのあらましをお話いたします。

資料1 - B 2ですと、3ページ以下でございます。まず、競争評議会の先

ほど申しました争訟機能が発揮される場合がございますけれども、経済大臣や企業からの請求、あるいは競争評議会自身が探知することなどにより、反競争的行為について、それがあつか否かの審査を開始することができます。

その審査の方法といたしましては、競争評議会におります報告官という者、あるいは経済大臣から授権された者が以下の権限を持って審査を行います。イギリスの場合と大体同じでございますけれども、資料等があると疑われる不動産等への立ち入り、帳簿の閲覧請求等が可能です。また、司法官である大審裁判所長官の命令によって、裁判所が許可を与えた場合には、更に権限が強化されるところも、イギリスと同じかと思えます。

これが調査、審査でございますが、あわせて保全措置をとる必要がある場合には、それも可能でございますが、商法典の464条の1に書いてありますけれども、非常に要件は厳しい。経済全体に対する切迫した重大な危険、危害があると思われるような場合に限り、所定の仮処分的な処分ができるということになっていて、具体的には、反競争的と疑われる行為の中止であるとか、現状回復命令を出すことができます。

さて、このような保全措置をとりながら、審査を続けてきて、審査の結果、反競争的であるということになりましたならば、462条の6によって、競争評議会はsanctionを課したり、あるいはinjonctionを出すことができることになっています。また、その際には一定の条件を付けることもできることになっています。

次にsanctionとして、何があるかということでございますが、ここでの一番の関心事項であります金銭的制裁に移らせていただきます。4ページでございます。

競争評議会は金銭的制裁 (une sanction pecuniaire) を賦課することができます。どういう要件の下では、464条の2という長い条文に書いてありまして、詳細につきましては、条文の仮訳を御覧いただきたいと思います。要点を申しますと、競争法規違反が認められる場合、競争評議会は組織ないしは企業、あるいは企業が属するグループ、あるいは自然人、ここでは自然人も入っておりますが、自然人ないしは企業体に対して、une sanction pecuniaire を課することができることになっております。

その脚注の6のところでは、他の条文においても、このようなune sanction pecuniaire があることを挙げておりますけれども、464条の2の



方がメインであろうと思いますので、今日はこちらで説明させていただきます。

そのsanctionの具体的な要件でございますが、464-2 第1項に書いてありますけれども、反競争的行為を中止をさせる、その勧告あるいは命令を競争評議会が出す条件として、あるいはそれと同時に金銭的制裁を課することができます。当該、金銭的制裁は違反行為の非難の程度、経済に与えた損害の程度、グループの状況、あるいは再犯の可能性との関係で均衡が保たれるべきことも明記されております。また、そのような制裁は個別の事案ごとに算定すべきことも、条文上、要請されているところでございます。

この金銭的制裁は自然人ないしは企業体に課されるわけですが、自然人に対する最高額は300万ユーロでございます。現在のレートでいきますと、約4.1億円です。企業に対しては、今度は割合による上限設定でございますが、最高税引前総取引高、これは世界市場においてです。イギリスの場合は違いましたけれども、フランスの場合、世界市場における総取引高の10%を上限として課することができるということになっております。

そして、この算定基準については、先ほどのイギリスのマニュアルのようなものがあるわけではございませんが、競争評議会が毎年、その年に扱った事案をレポートする際に、競争評議会がこのような要素を考慮したということで、aggravating factors とmitigating factorsを考慮していることを随時報告しておりまして、事実上、イギリスと同じ運用がなされていると言えるかと思えます。

実際、今の話とクロスいたしますが、競争評議会は非常にその権限を行使しておりまして、近時では、フランステレコムに対して約55.2億円の金銭的制裁を課したということも報道されております。

金銭的制裁を設定する際の加重要素、減刑要素については、このような状況ですが、他方でリニエンシー・プログラムが存在しており商法に規定されております。レジユメの4ページから5ページのところでございますが、詳しくは資料B3の方の条文の試訳を御覧いただければと思いますが、概ね、EC条約に沿ったもので、イギリスとも同じものと思っております。

このリニエンシー・プログラムは、現在では使われておりまして、例えば、学校に計算機を納入するというカルテルを結んでいたような事件の場合に、420条1項違反に問われた際に、lenient な処分を事業者が求めた際に、

20%の減刑が認められたという事案などが報告されております。

注意していただきたいのが、商法の464条2項と第3項を見ますと、2項において首席報告官、先ほどの競争評議会の中において、lenientな処分をするにつき、まず第一的な担当をする報告官（rapporteur）がsanctionの額について協議をするわけでございます。そして彼が、事業者が反省をしている、将来に渡って違法行為を防止しようとしているという意見を出すと、競争評議会がそれを受けて制裁を決定するのですが、現在までのところ、首席報告官との交渉は機能しているのだけれども、最終的には3項において、競争評議会がどのような決定を下すのかについては見通しが悪い、という批判も出ているところでございます。

また、不思議なことですけれども、このような2項、3項の規定は、自然人には適用されません。自然人についても金銭的制裁は課されるのですが、減額交渉等はできないということになっております。

自然人に対しては、更に厳しい措置がございまして、商法420条の6におきまして、競争法規違反にかかる罪が明記されております。内容といたしましては、商法420条1項及び420条2項で言及されている反競争的行為を計画し、組織化し、または実施するに際して、個人として決定的な役割を、しかも欺罔的な対応で行った自然人には4年の拘禁刑と7万5,000ユーロ、約1,000万円ですけれども、罰金刑（amende）が課せられるということになっています。すなわち、自然人についてのみ、金銭的制裁と罰金の二つが課せられる可能性があるということでございます。

この犯罪の要素、客観的要素と主観的要素につきましては、資料1 - B 2の6ページにありますけれども、近時の判例も徐々にこの犯罪の成立を認める傾向にございます。すなわち、個人として決定的な役割を果たしたというのは、かなり限定的な要素ですけれども、判例はこれを余り厳しくは認定しないという方向にあります。

主観的要件も同じでして、条文では欺罔的な対応でというふうに、先ほどのイギリスと同じように故意を越える要件があるのですけれども、故意があれば、欺罔的な要素も認定してよいという判例も出ておりまして、今後もこの犯罪による訴追と処罰は増えるであろうとされているところでございます。

レジュメの7ページにまいりますけれども、他の商法所定の犯罪としては、

L 442- 3 再販売価格維持行為のそれがございしますが、これはここでは省略いたしまして、今、申し上げた一番大事な420 条6 の犯罪について、法人が処罰されるかということ、これは明文がございませぬので、処罰されないことになっております。

他方、刑法典にある313 条の6 条の談合罪というもので、自然人が別途処罰される場合があります。構成要件については、資料のB 3 の方の仮訳を見ていただきたいと思いますのですが、刑法典でございませぬので、対象行為は商法のそれよりは明確になっています。しかし、刑法313 条6 の行為、例えば公の競売又は入札手続において不誠実な手段をとったという部分は、先ほどの商法420 条6 にも該当し得るところで両者の関係が問題となりえますが、その辺のところはまだ判例もなく、議論もなされていないようでございませぬ。

それからあと少しですが、レジユメの7 ページの(4) のところでは、今申しましたように、競争評議会が審査、調査をするに際して、犯罪ありと思料するような場合が出てきますことから、その際の検事局あるいは裁判所との連携関係について、どのような規定があるかを掲げたものでございませぬ。一方から他方に対する請求、あるいは自己の申し立てによって送付するなどという手続が規定されており、そのことによって、犯罪に関する公訴の時効が進行を停止するという規定があるということございませぬ。

それで簡単に小括いたしたいと思ひますが、レジユメの8 ページでございませぬ。

まず、競争法規に違反した場合の広い意味での制裁の在り方、それが違反行為に比例しているかということについては、フランスにおいても、その比例原則を守れということが明文で規定されていると申してよいと思ひます。先ほどの金銭的制裁を認定する際の商法464 条の2 の規定がそれございませぬ。

他方、二重処罰に関しましては、イギリスと違って少し複雑な様相を呈していると思ひます。ここに書いてあるのですけれども、二重処罰という言葉はございませぬで、制裁の重複(un cumul de sanctions) という言葉で、比較的近時になって学会においても関心が持たれているようでございませぬが、具体的には競争評議会が金銭的制裁を課す。その上に刑罰を科すということは構わない。しかし、全く同じ事案について、そのようなことをするのはどうか。実質的に問題があるのではないかという点が、処分対象者の側から出

されている問題でございます。現在、これに関する事案が破毀院に継続中  
でございます。しばらく前に破毀院に上がっているのですが、私が調べた限  
りでは、その結末は、まだ公表されておられません。

このように全く同じ事案について、競争評議会が処分をすると同時に、他  
の処分を重ねて課すことが実質的に不当になる場合があり得るということは、  
フランスでも意識されているようであります。

もう一つの特徴的な事例として、競争評議会が反競争行為でないとした行  
為について、L 420 条 6 で起訴して処罰したという事案がありました。これ  
についても、金銭的制裁を課さないことと刑罰を科すこととのバランスが問  
題となるのが、意識されておりますが、この点に関しても、まだ明確なラ  
インは、フランスでは引けないのではないかとと思われるところでございま  
す。

以上が雑駁でございますが、イギリスとフランスの状況でございます。

**塩野座長** ありがとうございます。2 か国に渡って御報告をいただき、  
本当にどうも御苦労さまでございました。

それでは、今、質問したいという方があれば伺いますが、よろしいですか。  
もしあれでしたら、できるだけ後にまとめたときに御質問いただければと  
思います。

それでは、続きまして岩橋さんからお願いいたします。

**岩橋調査員** 岩橋でございます。それでは、米国に關しまして、法規制に  
対する違反の抑止というのはどういった制度によって進められているか、そ  
れにはどのような限界が設けられているか、ということを中心に概観いたしま  
して、それを踏まえまして、最後に独禁法につきまして、そういった全体像  
からするとどういった位置付けになるのか、という順番で御報告させていた  
だきたいと思っております。資料は資料 2 というものになります。

まず、概要ということでございますが、米国におきましては、義務履行確  
保・違反の抑止といったものに関しましては、行政機関が裁判所に出訴して  
これを行うということが大変広く行われております。少なくとも、ものの考  
え方といたしましては、こちらが原則でありまして、行政機関が行政手続を  
通じて義務履行確保を図る場合には、司法権が一部行政機関に移譲されたも  
のと観念されることとなります。

また、私人間における損害賠償請求訴訟などにも処罰や法違反の抑止とい  
う機能を積極的に期待していること、及び Injunction や Civil penalty とい

った義務履行確保の手段の発動が、行政機関のみならず、私人によってもしばしば行われるといったことも特色ということができると思われます。なお、刑事(Criminal)と民事(Civil) に関しましては、一般的な流れとして、刑事から民事という流れがあるとの説明がなされることも多いのですが、環境法ですとか、証券取引法といった分野におきましては、むしろ、民事から刑事処罰の強化という流れが見られておりますので、必ずしも一般論として、刑事から民事ということとはできないというふうに思われます。

次に、個別の制度の御紹介の前に、幾つか言葉の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、Sanctionという言葉があり、日本語ではよく「制裁」と訳されるようですが、これは違反の結果として与えられる「もの」・「不利益」「利益」の場合もいいのですが 「もの」を指す概念でございまして、金銭賦課とか、投獄といったことを指す概念であって、日本語で言うように、「制裁的か否か」というような言葉の使い方はなされません。これに当たるのは、むしろPunishmentになります。Punishmentという言葉は「Retribution(応報)」と「Deterrence(抑止)」を目的として行う不利益処分といった制度、及びそこで与えられる不利益を指しますが、この言葉は刑事のみならず、民事でも用いられる言葉です。

なお、Penalty という言葉がPunishmentとして課されるSanctionを指す言葉ですが、これは特に金銭の場合を指すことが多くなっております。

Punishment、あるいは形容詞Punitiveという概念に対応する概念は、Remedy、Remedialという概念であります。こちらは一般には、「救済」というふうに訳されますが、中身といたしましては、誤った状態を正し、あるべき状態を実現するための措置というものでありまして、語感としては「是正」とか、「修復」といったものに近くなるようでございます。

続きまして、個別の違反抑止手法について概観させていただきたいと思えます。

先にCriminal(刑事)と観念される部分からであります。刑事と観念される制度は、基本的に処罰であります。この刑事処罰の目的としては、資料に挙げましたように、Retribution、Deterrence、それからRehabilitation、Education といった多様な目的が考えられるわけですが、現在では、これらは相互に排他的なものではなくて、ある場合にはそのどれかが強調され、別

の場合には別のものが強調される、といったものであるというように理解されております。

米国におきましては、刑事訴訟を提起いたしますのは、司法省（DOJ）の権限でありまして、他の規制官庁はDOJに事案を送付することによって起訴を求めるということになっております。その上で、裁判におきましては、犯罪を構成する事実については、「合理的疑いを容れない（Beyond reasonable doubt）」の程度の証明度が求められます。有罪の場合には、自然人であれば、保護観察、罰金、拘禁、殺人などであれば死刑が課され、組織体であれば、拘禁と死刑はできませんので、保護観察か罰金となります。また、いわゆる刑事没収、被害者への告知、刑罰としての損害填補命令などが、これらの刑罰に賦課されることがあります。組織体にもProbation（保護観察）が可能なことが一つの特色と言えられると思われま

す。具体的な量刑につきましては、一般的な考え方・考慮要素について法律の条文がございますが、その他に、連邦ではFederal Sentencing Guidelinesというガイドラインが大きな機能を有しております。これは各犯罪類型についての基本ポイントと加減算要因、それから、より一般的な加減算要因を定めておりまして、そこで計算されたポイントを最終的な量刑に置き換えるための表がついております。ただし、これを見ても、Civil penaltyを支払ったといったようなことは、加減算要因の中には含まれておりません。見落としがちな点かもしれませんが、含まれていないと思われま

す。犯罪の主体たる人には、基本的には組織体(organization)を含むというのが原則であります。法定刑について見ても、組織体と自然人とで区別されていることが少なくありません。また、Sentencing Guidelinesも自然人と組織体については別個の定めを置いております。

このほか、司法取引やリニエンシー制度など、事案解明を優先する点とか、捜査への協力を引き出すためになどに、柔軟に対応する制度が広く見られるということも米国の特色だと思われま

す。以下、個別のCriminal Sanction についていろいろと資料に挙げてございますが、この部分は御質問があれば補足させていただくことにしまして、次にCivil と観念される制度に進ませさせていただきます。

Civilと申しますのは、民事というふうに以下でも申し上げますが、基本的にこれはCriminal以外、より正確にはCriminalとMilitary以外だと思われま

すが、基本的にそういった意味しかございませんので、民事訴訟手続を経るものと行政手続によるもの、両方を含む概念になっております。

まず、Injunctionですが、これは裁判所が何らかの作為・不作為を命じる判決でありまして、行政機関が原告となって訴訟を提起してこれを求めるほか、原告適格を有すれば、私人の訴訟提起が認められることも見られます。違反に対しまして、それを停止・是正せよという、基本的にはそういうものでありまして、特に環境規制などの分野では、最も原則的な手法と言えると思われま

す。法律上の要件が満たされているか否かは、証拠を通じて基本的には「証拠の優越 (Preponderance of evidence)」で判断するわけですが、しかし、要件が満たされている場合には、その上でどのようなInjunctionを認めるのかといったことについては、裁判所の利益考量に基づきます極めて広範な裁量が認められます。また、裁判所の監視下で、当事者に具体的な内容を決定させるですとか、事後的に内容を修正するための権限を留保した上で、継続的に裁判所が関与するといったことも広く行われております。

Injunction に相当するもので、行政機関が行政手続を通じて発するものが Cease-and-desist order とか、Compliance order と言われる制度であります。こちらも単なる違反行為の停止に留まらず、分野に応じたより積極的な措置を命じることができるものが広く最近授權されております。就任禁止 - - 個人に対してある地位に就かないようにという命令 - - も、この一種というふうに分類されると思われま

す。この2種類、裁判所にInjunctionを求めるのか、それとも自ら命令を発するのかを決定するのは、基本的に行政機関の判断であります。一般には Compliance order を出せるという権限がある場合には、Compliance order をまず出すというのが原則ですが、何らかの理由で早く判決をとってしまいたい、これはいいケースだからですとか、どうせ Compliance order では守られないからと、そういう場合には、いきなり裁判所に行くということも普通に見られるというふうに言われております。

次の2つが Civil monetary penalty と Administrative penalty、これが金銭賦課を行うものであります。用語法は様々ですが、以下では民事訴訟手続によるものを Civil penalty、行政手続で行うものを Administrative penalty と呼ぶことにさせていただきます。いずれも呼び名のとおり、これ

はPenalty でございます。その目的はRetribution とDeterrenceであると言われます。更に、それに加えて、いわゆるDisgorgement（違反から生じる経済的利益の剥奪）もその目的とされていると言われます。

民事訴訟手続によるCivil penalty の賦課に当たりますと、行政機関が原告となって訴訟を提起するほか、私人の訴訟提起が認められているものがあります。行政機関でも私人でも、原告は額の提案をすることはできますが、額の算定を行うのは、基本的に裁判所の権限でございます。事実審裁判所に広範な裁量を認められます。

法律上、幾つかのレベルに分けられていること、その額の程度によって幾つかのレベルに分けられていることがあるほか、額を定める上でも考慮要素が法律上定められていることが多く、通常は違反による経済的利益の大きさと違反の悪質性及びその結果の重大性、この2つが考慮要素となっているのが通常であります。Administrative penaltyも基本は同様でございます。必要とされる手続の差、それに対応する額の差などによって、幾つかの類型に分けられているものもございます。また、実際に賦課する額の決定に当たっての考慮要素が法律上定められている例が多く見られます。この額の算定にも行政機関の裁量というのが認められます。ただし、裁量は認められますが、行政機関は通常、賦課金額の決定、場合によっては和解金額の決定などに当たってのPenalty Policyというものを定めていることが多く、そこでは法律上定められている考慮要素をより具体化して、具体的な金額を導き出す方法が定められております。

例えば、RCRA - - これは廃棄物処理法に当たるようなものと思っただけであればいいと思いますが - - のPenalty Policyを見ますと、違反による経済的利益については、その算定手法、推定手法というものが定められておまして、一方、違反の悪質性及びその結果の重大性につきましては、生じた被害の大きさによって3つのランクに分け、そのランク内を要件からの逸脱の程度ということでまた3つに分けて、9つのマトリックスにいたしまして、それぞれに対応するCivil Penalty の範囲を定めてあるというようなことでございます。

一つ注目すべきことは、多様な法律の中にあるPenalty Policyの中身としては、違反による経済的利益以下には原則として減額できないというものが多く見られることです。



没収に進ませさせていただきます。没収は刑事手続内で行われる、いわゆる刑事没収というものもありますが、民事訴訟手続もしくは行政手続によって行われる没収という制度がありまして、これが州も含めまして、大変広く用いられているというのが特色と言えられると思います。いわゆる民事没収、非刑事没収は対物没収として構成されておりまして、要件とされる犯罪行為自体が刑事の有罪判決に至らなくても可能であるという点が刑事没収と大きく異なります。

損害賠償でございます。損害賠償につきましても、一般的には被害者に生じた損害の補填が中心的な目的となるものですが、米国におきましては、いわゆる懲罰的賠償ですとか、三倍額賠償、定額損害賠償などといった加害者に対する応報的な意味や違反行為の抑止などの機能を果たさせるために、実損害とは異なった、通常より大きな額の損害賠償を認める制度が見られるのが特徴でございます。これが単独ですと、またともかくとして、クラスアクションと結びつきますと、とんでもないことになり、非常に大きな効果を有するということになります。

このほか、違反の抑止の制度として広く見られるものといいたしましては、政府との契約関係からの排除というものがございまして、これは連邦につきましても、連邦調達規則に一般的な規定がございまして、それに加えまして、環境などに関する個別法においては、連邦政府との契約とは直接関係しないタイプの違反、例えば、契約をとるために談合したということではなくて、単に事業所が排出規制違反をしていたという、そういったものについても政府契約から排除する旨の規定が定められているものが見られます。

免許の廃止・停止といったことは、交通違反などでは普通に行われるものなのですが、放送・通信といった免許事業につきましても、これはその産業からの排除・追放ということを意味いたしますので、警告ですとか、Civil penalty その他の措置によっても更に違反が継続されるような重大な事案についてのみ用いられる最終的な手段とされているのが通常であります。

資料の方では、その後ろに違反抑止制度への私人の関与について特徴的なものを並べております。Class Actions、Citizen's suits、Qui tam actions など、いずれも日本では本格的には導入されていない制度であります。また、そのほかにも行政機関の訴訟活動が私人による訴訟を援助する、もしくは私人に代わって行政機関が訴訟を行ったりするといった制度も広く

見られます。これらにつきましても、御質問がありましたら後ほど補足させていただきます。

そこで更に進みまして、これらの違反抑止制度についての限界及び相互関係といったことに移らせていただきます。ここではDouble Jeopardy（二重の危険）について御説明した上で、処罰の重さにかかわる憲法上の規定を簡単に御紹介させていただき、残りの部分は資料に譲らせていただきます。

Double Jeopardy といいますのは、米国におきましては、連邦憲法第五修正に規定がございまして、「何人も同一の違反について二度生命身体の危険にさらされてはならない」という制限でございまして。

ここではまず、「同一の違反に当たるかどうか」というのが、先に問題になるわけですが、これは「それぞれの規定が他方では求められていない事実の立証を要するものであるかどうか」という定式によって判断されます。これは2つの要件が含む、含まれるの関係になれば当たるのですが、一部が重なっているだけではだめという、そういう定式であります。

その上で、Double Jeopardy 条項をめぐるましては、1989年のHalper判決というものが、読み方によっては極めて広範に適用がある、二重処罰に当たってしまうという、そういう判示を行い、日本でも盛んに紹介されていたわけですが、その後1997年になりまして、Hudson判決というものが出まして、Halper判決は実質的には放棄されまして、基本的には立法裁量に委ねる従来判例の態度に回帰いたしました。

すなわち、Halper判決の方は、二重処罰というのは民事も含めて複数の「処罰」を禁じていると解した上で、処罰か否かというのは、「RetributionとDeterrence以外のことでその制度が説明できるのかどうか」という、非常に大ざっぱに言えば、そういうことを判示したのですが、それに対しまして、新しい方のHudson判決は、Double Jeopardy というのは同一の違反に対する複数の「刑事処罰」を禁じていると解釈し、その上で、「ある処罰が刑事処罰に当たるのか」ということは、まず立法者がどちらのラベルを付けているか - - Civil と書いてあるか、Criminalと書いてあるか - - を見た上で、もし立法者がCivil だと言っていたとする場合には、更に進みまして、その法律上の制度が目的もしくは効果において、著しく処罰的であって、実質的にはCriminalであると言わざるを得ないかどうか、という枠組で判断するということになっております。

その際、どういう場合に実質的にはCriminalということになるかという点に関しましては、資料の囲みの中に7つほど並べてありますが、このような考量要素によって判断するわけですが、これはなかなかこれが満たされて、これを考慮した上で「議会はCivil だとしたけれども、実際にはCriminalですよ」ということになることはないというふうに言われております。

二重かどうかということではなくて、処罰が重過ぎるのではいかということに関する憲法規範といたしましては、Excessive Fines ClauseというものとDue Process の中にも実体法的なSubstantive な部分があるのではないかというSubstantive Due Process という2つの根拠が挙げられます。

連邦最高裁レベルで見ますと、没収がExcessive fines に当たるとして否定されたものと、具体的なPunitive DamagesがSubstantive Due Process に反するとして取り消されたもの、この2つが見られます。

いずれにいたしましても、その判断基準は「大幅に重過ぎるかどうか」といったようなものでございまして、Excessive Fines については没収額が被告人の違反行為の重大性に比べて ” grossly disproportional ” であるか、Substantive Due Process につきましては、当該行為の非難可能性の程度、それから、原告の受けた損害もしくは - - これは懲罰的賠償のケースですが - - 当該行為の非難可能性の程度、原告の受けた被害もしくは潜在的被害とPunitive Damagesの額との不均衡の大きさ、Punitive Damagesの額と同種の事案に課され得るPenalty (Civil Penalty、Criminal Penalty) の額との差の考慮から ” grossly excessive ” と言えるか否か、そういう枠組が用いられました。

この他、手続に関しまして、憲法規定が様々あるわけでありまして、それぞれの制度に、どの条文の適用があるかが問われ、判例の蓄積も米国ですので非常にたくさんあるわけでありまして。

また、それを踏まえまして、1つの事案に対して、CriminalとCivil の2つの手続が並行する場合について、どう調整したらいいか、どういうふうに扱うべきかという議論も、これも非常に広く見られます。いちばん単純に申しますと、一般論としては、両訴訟が並行し得る場合には、刑事を先行することによって、いわゆる自己負罪免除特権の行使などをめぐって動きがとれなくなってしまうようにするというのが実務であるという紹介がみられております。

最後に、以上を踏まえた上で、独禁法及び証取法についてざっと、非常に簡単に述べておりますが、簡単に特色ということだけ御紹介いたします。独禁法、反トラスト法に関しましては、Injunction, Cease-and-desist order、刑事罰、損害賠償によって基本が構成されているということ。逆に言いますと、反競争的行為それ自体に対しては、Civil penalty の定めがないことが特色と言えます。このことは歴史的経緯であって、理論的な理由があるわけではないというふうに説明されております。また、シャーマン法には没収の規定もあるにはあるのですが、これも必ずしも盛んに使われているものではないというふうに紹介されております。

そういった意味では、全体像からいたしますと、Civil penalty があり、それが幾つかの類型に分かれていて、また、今まで挙げましたようなほぼあらゆる手法がメニューとして存在している証券取引関係の制度の方が、典型に近い制度であるということが言えると思います。このように多様な制度が用意されておりますと、そのうちどれを使うかということが問題になるわけですが、基本的にこれは行政機関の判断である、特に刑事処罰を発動するか否かということは、SECがDOJに送付するか否かの判断、SECが送付したとしてDOJが受けるかどうかの判断、及びその両者の協議によって最終的な結論が出るというふうに言われております。

以上です。

**塩野座長** どうもありがとうございました。それでは、最後になりますけれども、川出教授からドイツについて御報告をお願いいたします。

**川出調査員** 川出でございます。それでは、始めさせていただきます。

報告は3つの柱からなっております。最初が、独禁法に限らず、経済法規一般に対する措置という観点から、経済法規違反に対する適用が問題となる法律としていかなるものがあるか、その相互関係がどうなっているかです。

それから、それを踏まえまして、この経済法規違反に対する措置体系がどうなっているかというのが2番目の柱です。

そして、3番目に、それを前提に、個別の法分野、とりわけ、わが国の独占禁止法に該当します競争制限禁止法における措置体系がどうなっているかという順序でお話をしたいと思います。

まず、最初の経済法規違反に対する適用が問題となる法律の種類とその相互関係ですが、経済法規違反があった場合の措置として、まず考えられます

のが刑罰ですけれども、犯罪行為に対する刑罰については、実体的要件が刑法で、それを科す手続が刑事訴訟法に定められています。

それから、もう一つ、秩序違反行為に該当する経済法規違反に対しては、過料、が課されます。過料については、秩序違反法という一般法がございまして、そこに、過料を課するための実体的な要件と手続の両方が定められています。

この「過料」といいますのは、行政法学で「行政上の秩序罰」と呼ばれるものに該当することになると思いますが、ただ、ドイツで過料が課される秩序違反行為がカバーする範囲というのは、日本で考えられているよりもはるかに広くて、単に行政上の秩序に障害を与える危険のある義務違反と位置付けられるものばかりではありません。もう少し広い意味で秩序違反行為というのが法律上規定されており、秩序違反法は、それを規律する一般法ということになります。

これが、犯罪行為と秩序違反行為、それぞれに対する一般法というべきもののなのですが、その上で各分野の個別法、例えば競争法分野でしたら、競争制限禁止法という法律において、いかなる違反が犯罪または秩序違反に該当するか。更にそれに対して、どういう刑罰、あるいは過料であれば、幾らの過料を課すのかということが定められているという関係になります。また、手続についても特則が定められている場合がございます。

それからもう一つ、関連する法律として、「経済刑法の更なる簡略化のための法律」という法律がございます。一般的に経済刑法典と呼ばれる場合もあるんですが、しかし、これは経済刑法に関する一般法ではございませんで、幾つかの経済法規違反、例えば、統制価格を定めている法律に違反した場合の刑罰・過料、その他の措置を規定したものです。ですから、限られた範囲の経済法規違反を対象とした法律だということになります。

それから、刑罰、過料以外のその他の処分、つまり、一般の行政処分に関する法律ですが、これも大きく分けて2つあると思います。1つは義務履行の確保のための措置を定めたものです。例えば、そこにあります直接強制とか、代執行とか、執行罰といったものですが、これは連邦及び州に行政執行法という一般法がございますので、それに基づいて行われるということになります。それから、これ以外の行政処分、例えば経済法規違反ですと営業禁止処分といったものについては、個別法で定められています。

以上が、第一の柱に関する話です。そこで、その上で経済法規違反に対する措置体系がどうなっているかが次の話です。最初に、措置の種類ですけれども、まず刑罰です。これは犯罪行為に対して課されるもので、種類としては自由刑と罰金刑がございませう。

それから2つ目が過料で、これは犯罪行為とは区別された秩序違反行為に対して課されます。過料につきましては、刑罰の場合と同様に有責性が要求されるということになっておりまして、したがって、行為者に故意又は過失があつて、かつ責任能力が具わっていることが必要とされています。

それから過料額ですけれども、自然人の場合は5ユーロから1,000ユーロです。具体的な額は、条文上、秩序違反行為の重大性、行為者の非難の程度、それから行為者の経済状況を考慮して、裁量に基づいて決定されると定められております。ただし、秩序違反行為によって獲得した利得があり、それが上限である1,000ユーロを超える場合については、それを超えて、その利得額までの過料を課することができるということになっております。

したがいまして、過料というのは過去の行為に対する制裁であるわけですけれども、それと同時に秩序違反行為によって得た不法収益の剥奪としての機能をも有しているということになります。これが過料額の枠となるもので、この枠内で裁量に基づいて額が決定されるということになります。ただし、定型的な違反行為、例えば、交通違反などについては、そのためのカタログがございまして、行為類型ごとに幾らという額が決められております。しかし、それ以外のものについては、裁量によって先ほど申し上げたような要素を考慮して、額が決定されるということです。

次が没収・追徴です。前々回に西田委員から御説明がありましたように、没収というのは、保安処分としての側面を持っているものと、それから不法収益の剥奪という側面を持っているものがございませう。ここでは不法収益の剥奪としての性格を有する没収及び追徴のことです。

この意味での没収・追徴には、犯罪行為を起因とした刑法上の没収・追徴と、秩序違反行為を起因とした秩序違反法上の没収・追徴の2つがございませう。つまり、対象となる行為がどちらかによって、刑法における没収・追徴になるのか、秩序違反法における没収・追徴になるのかが決まるということになります。その法的性格については、我が国の場合は、没収・追徴というのは刑罰ですが、ドイツでは、刑罰とも過料とも異なる処分であるとされて

います。そこから、没収・追徴は、行為者の責任の有無を問わず課すことができるということになっております。先ほど過料については有責性が必要だと申し上げました。したがって、例えば、行為者に故意・過失がない場合については、過料は課せないんですけれども、この没収・追徴は可能ですから、不法収益については剥奪が可能だという仕組みになっているわけです。

それから、没収・追徴額については、刑罰を課す場合のような厳密な立証は必要はありませんで、推定的な査定が可能であるとされていますので、ある程度の証拠で額を決めることができるということになります。

それから4番目に、不当利得の支払い命令というものがございまして、これは先ほど言いました「経済刑法の更なる簡略化のための法律」の8条というところに定められています。

これはどういうものかといいますと、例えば、行為者が、法律上許容された価格よりも高い価格で商品を販売したというような事例において、行政庁がその差額を州に支払うことを命ずる処分です。我が国の国民生活安全緊急措置法上の課徴金と同様の性格のものといってよいと思います。この支払い命令についても行為者の有責性を問わないということになっておりますので、故意・過失は不要ということになります。また、その額については、没収・追徴と同様に、刑罰を課す場合のような厳密な立証は必要ではなく、推定的な査定が可能であるとなっております。

なお、この不当利得の支払い命令が課された場合については、刑法及び秩序違反法上の没収・追徴は課されません。したがって、不法収益を二重取りするということとはできないということになっております。

5つ目がその他の行政処分で、これはいろいろあるんですが、1つは、違法な行為、例えば経済法規違反を行った場合の営業禁で、これは営業法という法律の中に定められております。

それから、もう一つは、先ほどアメリカについてお話がありましたが、公の発注からの排除で、連邦法としましては、闇労働及び違法な営業の防止に関する法律5条というのがございまして、そこで、企業が、例えば資格のない人を働かせたとかいう場合には、その後、何年間か、公の公共工事の発注などから排除するということが定められています。この法律では、違反行為が限定されているんですが、各州が、この点に関する関連法律を持っておりまして、例えばある州の法律では、一般的に、重大な違反行為に基づき、刑罰

又は過料を課されたような場合に公の発注からの排除するということになっております。

以上が、措置体系の種類とそれぞれの内容です。懇談会の議題との関係で最もご関心をお持ちなのは秩序違反法に基づく制裁であると思いますので、それについて以下お話をさせていただきます。

まず、犯罪行為と秩序違反行為はどう違うのかということですが、けれども、歴史的経緯を見ますと、戦後、一般法としての秩序違反法が成立しました。秩序違反法を作ったときの元々の考え方は、いわゆる自然犯、要するに誰が考えても悪いと思うような自然犯と行政犯の区別を前提としまして、単に行政的な秩序に反するに過ぎない行為を犯罪とは別個に処理するというものです。

この秩序違反という概念そのものは、1949年に成立しました先ほどの「経済刑法の更なる簡略化のための法律」によって導入されたものです。ですから、もともと秩序違反という類型は、いわゆる経済統制法規違反を対象として出てきたものだということになります。これが1952年の秩序違反法の成立によって一般的に拡大されたというのが歴史的な経緯です。

ところが、その後、秩序違反の範囲が拡大していきまして、1968年には、交通犯罪の大部分が秩序違反行為に移されました。これにより、元々の経済統制法規違反とは違う質のものが大規模なかたちで秩序違反に入ってきたということになります。

それから、1975年には、それまで違警罪という犯罪の類型があったんですが、その対象であった多くの行政法規違反が秩序違反行為に転換されています。こういう形で秩序違反の範囲というのはどんどん拡大してきたわけです。

こうした経緯を踏まえたうえで、それでは犯罪行為と秩序違反行為はどう違うのかという区別基準なんですが、一般的に言われていますのは、刑罰も過料も過去の行為に対する非難であるけれども、刑罰が社会倫理的な非難であるのに対して、過料というのは義務履行を促すためのものであって、社会倫理的な非難を伴わないものである、したがって、その意味で両者は質的に違うのだというものです。ただ、それぞれの中核部分はそう言えるとしても、境界領域において、犯罪行為と秩序違反行為の区別というのは、必ずしも「質」的なものではなくて、「量」的なものにすぎないという意見も有力です。それによれば、境界部分において、ある違反行為を犯罪とするか秩序違反と



するかは、もはや立法政策の問題でしかないということになります。

以上を前提としまして、この秩序違反がどういう場合に成立するかという実体的成立要件に移ります。この点については、秩序違反法の1条1項で「秩序違反行為とは過料を定めた構成要件に該当する違法で非難可能性のある行為である」という定義がなされています。この定義は、犯罪行為が、それを定めた構成要件に該当する違法で責任のある行為であるというのとほぼ同じでして、それゆえ、実体的要件は、犯罪であっても秩序違反であってもほぼ同じだということになります。

違うのは過料を賦課する手続の方でして、これは刑事手続とは大きく異なります。両者の決定的な違いは、過料については、異議申立がなされた場合は裁判所によって審理がなされるという前提のもとで、過料を課す権限を裁判所ではなく管轄行政官庁が持っているということです。したがって、管轄行政官庁が過料を課して、その上で相手方が同意してそれを支払えば、そこで終わるということです。刑罰ではこれはあり得ませんで、必ず裁判所が課すことになっていますけれども、過料については行政官庁が課することができるわけです。

次に、過料の賦課手続の流れですが、まず行政官庁による調査がなされます。その上で軽微なものについては、戒告というより簡単な手続がありますが、そうでない通常の違反については、行政官庁が調査を行った後、過料の告知を行います。

過料告知までの手続は、刑事事件における捜査手続と類似しておりまして、したがって、審判のような形式はとりません。つまり、行政官庁が捜査をやるよう形になります。その場合、特別の定めがない限りは刑事訴訟法の規定が準用されるということになっております。したがって、管轄行政官庁は、原則として、検察官が刑事訴訟法上有するのと同様の権限を持っています。

原則としてと言いましたのは、行政官庁は逮捕はできません。しかし、それ以外の捜査権限に当たるようなもの、例えば、捜索や押収の権限は、行政官庁に認められています。逆に、対象者側にも原則として刑事手続上の権利と同様の権利が保障されておりまして、したがって、秩序違反行為は犯罪ではありませんが、黙秘権とか、あるいは弁護人の援助を受ける権利が、過料の調査手続についても保障されるということになっております。

そういう形で過料の告知がなされまして、対象者がそれに同意すれば、そ

ここで確定します。これに対して対象者が異議を申し立てた場合には、中間手続という、異議を申し立てられた後に行政官庁がそれを再考する場が設けられております。それで過料告知を撤回すれば、それで終わりですが、そうでない場合は、事件が区裁判所に送致されます。

そして区裁判所で審理がなされることとなりますが、この区裁判所における事件の審理手続は、行政官庁が行った過料告知の可否を審査する手続ではなく、裁判所によって、秩序違反が成立しているかどうか及び成立した場合に、どういう過料額を課すかということについて、初めから審理がなされます。その審理手続には、原則として、略式命令に対して異議が申し立てられた場合の刑事訴訟法の規定が準用されますので、要するに、刑事事件で起訴がなされて、裁判所で審理がなされるのとほぼ同じ形になるわけです。

原則としてという意味は、この場合は、直接主義の原則が緩和されるということです。ドイツの刑事手続には直接主義という原則がありまして、捜査段階で作成された書面については、原則として公判では利用できないということになっているんですが、その制限がやや緩和されています。他方、証明基準は、刑事事件と同様です。こうした手続に基づき、過料を課すかどうか、そして過料額をどうするかということが裁判所によって決定されるということになります。

以上が過料の賦課の手続です。

措置体系の3番目の問題が、法人処罰ですが、ドイツでは法人に対する刑罰は認められておりません。様々な理由が挙げられていますが、レジュメには、主たるものを2つほど挙げておきました。その一つは、刑罰は行為を対象としますが、法人にはそれ自体の行為というのは存在しないので、法人は刑罰の対象にならないというものです。

もう一つ、刑罰は社会倫理的な非難であり、そのためには、行為者の意思が前提となるが、法人はそれ自体の意思を持っていないので、それに対する社会倫理的な非難ということはありませんという点も、よく挙げられる理由です。

このように、法人に対する刑罰は認められていませんが、それでは法人に対する制裁はおよそ課せないかといいますと、それはそうではありませんで、過料は法人に対しても課すことができるとされています。同じく金銭的な制裁であるにもかかわらず、罰金はだめで過料ならよいのはなぜなのかという

理由としては、過料は確かに制裁ではあるけれども、先ほど申し上げましたように、刑罰とは違って社会倫理的な非難を前提としないものだからということがいわれています。この説明が本当に説得的なのか、それは一種のレッテル詐欺ではないかという疑問はありますが、制度としては、そのようになっています。

それから、没収・追徴については、刑法上のものであっても秩序違反法上のものであっても、法人に対して課すことができます。繰り返しになりますが、没収・追徴は、刑罰でも過料でもない処分であって有責性を前提としないので、法人に対しても課すことができるということになっているわけです。

ただ、没収・追徴がなされた場合には、同一の行為に対して重ねて過料を課すことはできません。先ほど申し上げましたように、過料額は、秩序違反によって不当に得た利得というのを考慮して決めるということになっていますので、そうすると、没収・追徴をして、また過料を課すということになりますと、二重取りになってしまいます。それを回避するための調整規定が置かれているということです。

次に、過料賦課のための実体的要件、つまり、どういう場合に法人に対して過料を課せるかについては、秩序違反法の30条1項により、法人の代表機関、代表権限のある機関、もしくは、その機関の構成員または法人の包括的な代理権者及びその経営において管理的地位にある支配人もしくは商事代理人が、犯罪または秩序違反を行い、それによって法人の義務に反するか、または法人が利益を獲得し、もしくは獲得しようとした、という要件が定められています。

それから、過料の額ですけれども、これについては自然人の場合とは別個の額が定められております。その額は、法人の代表機関等が行った行為によって差異があり、故意による犯罪行為を行った場合は100万ユーロ以下、過失による犯罪行為の場合が50万ユーロ以下、それから、秩序違反行為の場合は当該行為に対する過料額の上限ということになっております。以上が法人処罰の話です。

続いて、刑罰と行政処分との関係、つまり、二重処罰や比例原則の問題ですが、いわゆる二重処罰に関しては基本法の中に103条3項という条文がございまして、「何人も同一の行為を理由に一般刑法（allgemeines Strafrecht

の訳です)に基づき重ねて処罰されることはない」という規定が置かれております。これが、実体法上の二重処罰の禁止と、それから手続法上の一事不再理効の原則の双方を含んだものであるとされております。ここでの問題は、二重処罰の禁止のほうですが、その内容につきましては、連邦憲法裁判所の判例が幾つかございます。

それによると、ここで言っている「一般刑法」には、懲戒処分、秩序違反法に基づく過料、裁判所による秩序維持のための処分、それから予防目的での処分というのは含まれないとされています。したがって、これらの処分と刑罰を併科しても、103条3項に反することはないということになります。

学説上は批判もありますが、これは固まった判例でして、恐らく動かないだろうと思います。したがって、判例によると、刑罰とその他の制裁的な処分との間で二重処罰の禁止の原則は働かないということになるんですが、しかし、その場合でも、法治国家原則の一内容である比例原則による規制はかかるとされております。したがって、103条3項違反にはならなくとも、二重に制裁を課すことが当該行為との関係で過大な不利益を与える場合には、比例原則違反になって許されないということになります。このことは、判例上も認められておりまして、例えば、ある行為に対して刑罰を課す際には、その前に懲戒処分がなされていることを考慮しなければならないとした憲法裁判所の判例があります。

以上の前提で、同一行為に対する刑罰と過料との関係はどうなっているかということなんですが、この点については秩序違反法に規定がございまして、同一の行為が同時に犯罪行為と秩序違反行為の双方に該当する場合には、刑法のみが適用される。ただし、刑罰が課されない場合には、秩序違反として過料を課することができるということになっております。

これを手続的に担保するものとしまして、刑罰ないし過料の賦課が確定した場合、つまり、どちらかが確定した場合には、それが相互に一事不再理効を生じます。したがって、例えば、ある行為につき過料を課したら、重ねて犯罪行為として起訴することはできないということになります。以上の意味で、刑罰と過料との間では二重処罰の問題はそもそも法律上生じないということになっています。

以上が、いわば総論にあたる部分です。それを踏まえて、各分野における制度の枠組がどうなっているかが報告の最後の柱ですが、ここでは、特に競

争法の分野を取り上げます。

競争法分野の関連法規としましては、まず競争制限禁止法、我が国の独占禁止法に当たる法律がございます。それから、刑法の中もそれに関連する規定がございます。まず、競争制限禁止法ですけれども、これは一定の競争制限的行為、例えばカルテルとか市場支配的地位の濫用とかいった行為について、行政処分及び過料を課すということになっております。他方、競争制限禁止法の中で、競争制限的行為に対する刑罰は定められておりません。ですから、競争制限的行為は、犯罪ではなく秩序違反行為だということになります。なぜそうなのかですが、一つには、先ほど御説明しましたように、秩序違反というのはもともと経済統制法規違反を対象としたものであり、その意味で、競争制限的行為は秩序違反の方に馴染みやすいということがあると思いますし、また、競争制限禁止法が制定されたのは1957年ですが、少なくともこの当時においては、競争制限的行為というのが、必ずしも刑罰をもって臨むほど悪質なものだとは考えられていなかったということもあろうかと思えます。

なお、競争制限禁止法の名宛人は事業者ですので、行政処分の対象者は事業者ですが、過料については、EU競争法とは異なり、事業者だけでなく、違反を行った自然人行為者に対しても課すことができます。

もう一つが、刑法298条における入札談合罪です。これは、自然人行為者に対して、5年以下の自由刑または罰金を課すというものです。この刑法の入札談合罪は、競争制限禁止法に規定されています競争制限的行為のうち、悪質性が高いと考えられる入札談合という行為を犯罪に格上げするという形で、1997年に挿入されたものです。カルテルなどについても、自由経済秩序を侵害し国民の生活に大きな影響を与えるという意味において、その重大性が次第に認識されるようになりまして、それを秩序違反から刑罰に格上げしようという主張もなされています。298条は、その1つの例ということであり、それ以外についても犯罪行為に格上げしろという主張はありますけれども、今のところ、まだ現実的な動きにはなっておりません。

それから、次の話は、競争制限禁止法の執行である連邦及び州にあるカルテル庁が、競争制限禁止法違反があった場合に、どういう措置をとり得るのかです。

まず、1つ目は、行政処分としての違反行為の排除措置命令です。

それから、2つ目が不当利得の剥奪で、先ほど一般的なところで御紹介しました不当利得の支払い命令に対応するものです。これは、故意または過失の離反行為により獲得した経済的利得の支払いを命ずるというものです。この場合の利得額については、推定的に査定することができるということになっております。

ただ、この不当利得の剥奪は、民事上の損害賠償が履行された場合、過料が賦課された場合、あるいは没収・追徴がなされた場合。つまり、これらの措置により事業者が得た経済的利得が既に剥奪されているという場合は課されないということになっております。ですから、ここでも二重取りはしないという調整がなされているわけです。

それから、もう一つの措置が秩序違反に対する過料ということになります。この過料額は81条4項に定められておまして、例えば事業者の場合であれば、重大な違反行為については、100万ユーロの過料または直近の事業年度における当該法人の売上高の10%のどちらか大きい方を上限とするとされており、その他の違反行為については10万ユーロが限度とされております。

この範囲内での具体的な額の算定はカルテル庁の裁量によりますけれども、それを決定する際には、違反の重大性と違反の期間を考慮すべきことが明文で定められております。

次が過料を賦課する手続ですが、過料の賦課手続は、幾つかの特則がございますが、基本的には秩序違反法に基づいたものです。したがって、まずカルテル庁による調査がなされ、その上で過料の告知がなされます。それに対して対象者が同意すれば、そこで確定しますが、異議を申し立てた場合は、上級地方裁判所において事件の審理がなされます。一般の秩序違反の場合については、区裁判所ということになっていましたが、競争制限禁止法違反の場合は、管轄が、上級地方裁判所になっています。そして、上級地方裁判所による過料の決定に対して、なお不服がある場合には、連邦通常裁判所に抗告を申し立てることができます。

そこで、以上の過料の賦課手続と行政処分たる排除処置命令の場合とでどういう違いがあるのかですが、排除措置命令の場合は、まずカルテル庁による調査と、それから違反事実の審理が行われます。この審理においては、対象者に対して告知・聴聞の機会が保障されるとともに、過料の場合と違いま

して、申立てないし職権によって公開の口頭審理を行うこともできる、つまり、審判に近い手続で審理を行うこともできるということになっています。その上で、カルテル庁による排除措置命令というのがなされ、それに対して抗告が申し立てられますと、上級地方裁判所での審理がなされます。この審理は、行政処分たる排除措置命令の当否を審査するもので、過料の場合に、最初から事件を審理するのとは異なります。上級地方裁判所の決定に対して、なお不服があるということになると、連邦通常裁判所に再抗告の申立てをすることができます。

それから最後に、これはカルテル庁の問題ではないんですが、民事上の損害賠償についても、競争制限禁止法の中に規定がございます。そこでは、競争制限禁止法違反、あるいはカルテル庁による行政処分に違反したものについては、それによって生じた損害を賠償する義務があるということが明示されておりまして、それに関する民事訴訟について特則が置かれています。

以上が競争法分野における枠組です。その他の分野でも基本は同じでして、行為の重大性に応じて犯罪と秩序違反の双方が規定されており、違反があった場合はそれぞれに応じた手続が進むということです。例えば、証券取引法ですと、インサイダー取引については刑罰で、届出義務違反については過料というような形で振り分けてあります。

以上で、ドイツについての報告を終わらせていただきます。

**塩野座長** ありがとうございます。前にもお伺いいたしました宇賀、西田両教授の日本法の説明、あるいはその問題意識を前提にして、それぞれのお国柄をできるだけ明確にするように、逆に言うと、日本法の特殊性が浮かび上がるような形で御報告を調査をお願いしたところ、非常に短い時間にもかかわらず、こちらからの御依頼の趣旨に沿った御報告をいただいて大変ありがとうございました。

それでは御質問等々を承りたいと思います。ただ、多少短い時間でございますので、最初、御質問を一当たりお伺いをいたしまして、そして報告者の方で今日答えられるところについては簡潔にお答えいただく。そして、もう少し調べたいとか、これを説明するには、時間かかるというようなものは、また後にしていただくということで進めたいはと思います。

また、その間に新しい質問等々が出た場合には、事務局に大変御苦勞をおかけするかと思いますが、各委員からの御質問を承り、そしてその中で、ま

た報告者にお願いするべきものはお願いするという、そういう措置をとらせていただきたいと思います。

どうか皆様御質問を用意しておいていただきたいと思います。それでは、11時半再開ということでございます。よろしく願いいたします。

(休憩)

**塩野座長** それでは、時間となりましたので、会議を再開させていただきます。あと30分弱でございますけれども残りの時間を質疑応答に充てたいと思います。

それから、国は問いません。順序は問いませんし、御一方で、この項目について横並びで聞きたいというやり方でも、もちろん結構でございますので、それも皆様にお任せします。どうぞ、どなたからでも。

まず、村上委員。

**村上委員** 競争法絡みで非常に勉強になりましたので、それで国ごとに順番に質問させていただきたいと思います。最初にイギリスは3つばかりあります。1つが法人処罰の問題、1つが二重の危険の問題、3が公正取引庁の調査権限の性格の問題、この3つになります。英米法の国ですから、一般論としては同一視論に基づき法人処罰というのは認められている国柄だと思います。ただ、競争法違反、特にカルテルについて、法人に対して刑事罰が認められない理由というのは何であるのかというのが、第1の質問です。

それから第2が先ほどEU域内での行政制裁金レベルの調整の話をして二重の危険ということで説明されましたが、私は今井さんと意見は全く同じです。ただ、もうちょっとはっきり言わせていただきますと、その問題というのは、二重賦課の問題とは違って、同一管轄内に競争当局が複数併存することによる障害なのであって、同じ行政制裁金を課す場合に、EU域内のものについては、本来はEC委員会が行政制裁金を課すべきであるし、イギリスの国内に関するカルテルについては、イギリスの競争当局が制裁金を課すべきなので、そこは本当は調整して担当する競争局なり、そこを振り分けるなり、きちんと担当するところを決めるべきであろう、EUの中では調整ができていないので、結局は先行して課された行政制裁金の額を後から課す方については、考慮しながらやるというのが今のルールであって、一番望ましいのはネットワークをつくって、それぞれのカルテルについて、どの当局が担当して処理するかを分けていくというのがあるべき姿ではないかと思っています。



ここは多分、意見の違いはないと思いますが、その辺まで言い切っているのかどうかというのが第2点になります。

第3点がこれも一般的に言われているのは、イギリスの公正取引庁の調査権限というのは、刑事捜査権と行政調査権がミックスしたような形の調査権であるという、そういう性格付けであろうと言われているわけです。それで違反を認定した場合に、1つは自ら行政制裁金を課すことが法人に対してできるのと、それと同時に刑事訴追を求めて事件送付ができるというか、その両方ができるための資料収集の権限を持っているというふうに言われているわけです。

それで、細かな手続はわからないので、説明していただいたSFOというか、重大不正捜査庁に事件を送るというので、そこがもう一回、例えば刑事捜査権限を使い直して証拠収集をやり直すのか。そうではなくて、公正取引庁の調査において、刑事罰を課すだけの十分な証拠収集まで、そこでやるのかどうかという、イギリスの当局の調査権限というのは、多少変わった形態だと言われているので、その辺実態はどうなっているかなという、それが3番目の、イギリスについての質問になります。フランス、ドイツの話で、一般に行政制裁金というのは、法人に課すものというのと、企業法人と自然人に課すものと二通りに、大きく分かれるんだと思います。それでなかなか我々日本人には理解しがたいのは、自然人・個人に対する行政制裁金をかけるということです。かけるということはわかるんですけども、実際に具体的金額を算定する場合に、一般原則は教えていただいたとおりだと思いますが、具体的な個別金額というものは、どうやって算定され、どの程度の高額を課すのかというのを、もしわかれば教えていただきたい。

それから、もうちょっと大事な質問だと思うのは、ドイツに対して、個人レベルの行政制裁金、過料と刑事罰の調整の規定で、先ほど秩序罰についての一般的なルールを説明していただいたので、それはよくわかりました。刑事罰の方がある意味では優先するとか、刑事罰を課さない場合には、秩序罰を課すということになります。

それで多少細かな話になりますが、具体的手続はどうなるかということをお聞きしたい。先にどちらかが確定した場合には、もう一方は課せなくなるというのはよくわかりました。ただ、その過程にはいろんなシチュエーションがあるはずなので、例えば秩序罰を課すつもりで、カルテル庁が行政調査

を行っている場合に、その段階で検察当局が、例えば捜査を開始したとか、公訴提起したとか、どの段階で秩序罰の調査というのをやめるかという、その調整原則の具体的な手続がどうなるかということをお教えしてもらえればと思います。

**塩野座長** それでは西田委員。

**西田委員** 皆さんの御報告に共通してですが、まず、Administrative civil penaltyも含めてイギリス、フランス、ドイツ、アメリカともに、この制裁は制裁金である行政制裁金としての性格を持っているというふうに理解していいかというのが1点。

それから、金額の定め方についてイギリス、フランス、ドイツも総売上高の10%ということですが、これはワールドワイドな海外子会社も含めた連結決算における総売上高の10%というふうに理解していいか、その場合、日本でいう対象商品の売上高の10%というものと比較した場合、大体何倍ぐらいになるのかということですが。

それから、最後はEUのディレクティブとの関係で、イギリス、フランス、ドイツというのは当然加盟国であるわけですが、それがEUのディレクティブとの関係で、そういう現行法のようにになっているのか。それとも、やはりそこに違いがあるのか。この3点をお聞きします。

**塩野座長** では、それも前と同じような形で取り扱いをさせていただきます。

**村田委員** ヨーロッパの各国とも、実体規定は基本的にはEC競争法への平準化が進められ、例えば、2002年のイギリスの競争法もそういう形だと思えるのですが、それぞれの国の競争当局の組織と手続は、まだばらばらなのではないかという印象を持っております。それぞれの国の規定の内容を本日ご説明いただきましたが、それに対する執行（エンフォースメント）の状況についても、併せて教えていただきたいと思っております。特に、実質的証拠法則の有無であるとか、適正手続保障の諸制度がどのように規定され、運用されているのかということについても、教えていただければと思います。

それとあと、今も西田先生がおっしゃった課徴金、金銭的制裁については、私は、本日のご説明から、全世界売上高の10%を課するのがEUとフランスで、イギリスとドイツは国の当該法人限りという理解をさせていただいたわけですが、EUでも、フォルクスワーゲンが1998年に、並行輸出入阻止事

件で、その時点では史上最高額の1億200万ユーロ、当時の円換算では140億円の課徴金（なお、2000年の欧州第一審裁判所で9000万ユーロに減額）が課されましたが、一方で全世界売上高の10%が上限と言っているながら、フォルクスワーゲンの売上の10%が140億円とは思えませんので、そういう意味で、実際に課される課徴金のレベルというのは、この全世界売上、つまりグループ連結売上高の10%に比較すると、余りにも低いレベルなのではないかという印象を持っています。先ほど御紹介いただきましたフランステレコム の4,000万ユーロというのが、同社の全世界売上高と比較してどのレベルなのかということと、そういう高い上限金額を定めているながら、実際の運用が、もちろんそのケース・バイ・ケースに当てはめての競争当局の裁量の御判断ということだとは思いますが、その裁量がどのような判断基準に基づきなされているのかということについては、恐らくここが日本の制度との一番大きな違いの部分だと思しますので、ぜひ御存じの範囲で教えていただければと思います。

あともう1点は、入札談合について、ヨーロッパではあまり問題になっているようなことを聞かないように思われますが、先ほどドイツについての御紹介がありましたけれども、もし入札談合について、効果的な防止策を実施している各国の事情があるのであれば、その点も教えていただければと思います。

最後に、イギリスではカルテル罪は合意だけで成立するが、これに比べて、日本では合意プラス実施があって初めて違法になるというお話が先ほどございました。もし私の理解が間違っていれば教えていただきたいと思いますが、不当な取引制限というのは、独禁法の条文の定義から、実施に至らない合意段階でも、既に違反は成立しているという理解をしております。過去、日本の独禁法違反として処分対象になったケースの大判は、実施を伴ったものですが、中には、協定内容の実施に至らない前段階でも勧告、審決されたケースがあることをご紹介させていただき、この部分について、更に御指導いただければと思います。

**松井委員** 私は学者の方には中では、特に唯一経済学者で、そういう意味では法律に関しては素人なので、それでもある程度わかった気にさせていただいたので、まず、それを御礼を申し上げます。ありがとうございました。

大枠として1点と、細かい点、先ほどの村上委員からの質問とも重なりま

すが、1点あります。

まず1つは、競争政策の評価というのがどのようになされているか、特に経済学と法学の役割分担など、その辺について何かわかることがありましたら教えていただければと思います。

もう一つは、先ほども御質問ありましたけれども、過料の算定のやり方ですね、方法、これは実際に少な過ぎるのではないかというご意見もあったかと思うんですけれども、この算定を実際にやるときに、例えば、よく価格と利益から見るとということもあると思うんですが、やはり費用構造等も見えないと、なかなか違反の実態、特に長期的な違法行為というのは費用構造に反映されるものですから、その点も見えないといけないと思うんですが、その点がどのように配慮されているか、考慮されているか、その点についてお聞かせ願えれば幸いです。

以上です。

**根岸委員** もうほとんど質問が重複しますので、重複しないものとして、金銭的制裁と一般的に性質付けされているものについて、故意過失という要件が、あるいは場合によったら非難可能性など、そういうものは刑罰で言われているものとの違いがどうなのかというのをちょっと教えていただきたい。つまり、レベルが違うのか、内容が少し違うのかという観点であります。

それからもう一つ、金銭的制裁の対象はEC競争法を見習ってヨーロッパ各国はやっております。いわゆるカルテルのみならず、支配的地位の濫用も基本的制裁の対象なわけです。リニエンシーというのは、カルテルだけということに多分なっていると思いますが、しかし、国によっては刑罰もあり得るというようなことがあって、直接行政的制裁金についてのリニエンシーに刑罰がすぐ及ぶとは思われませんが、しかし、その関係というのは、実質的にどう考えるべきかということの点につきましてお願いします。

**塩野座長** 増井委員、それから最後になりましたけれども、諸石委員お願いします。

**増井委員** 私はわかる範囲で結構ですけれども、2つ教えていただければと思います。1つは制度についていろいろお話がありましたけれども、その制度の運用の結果、当該制度が、違反抑止にどの程度貢献しているのかという効率の面を伺わせていただければありがたいと思っています。

アメリカの場合ですと、メニューが非常に多いわけですが、実際に

違反抑止のために動いているものと動いていないものがあるかもしれない、なぜ動くのか、またなぜ動かないのか。要するに違反抑止の柱になっているものが実際には何かということを知りたいと思います。ドイツの場合は比較的すっきりした制度になっておりますけれども、それで不満がないのか、改正に向けての対応が考えられているのかどうかということ、あるいは英国の場合ですと、先ほどお話しいただいたように、事業者の場合は金銭的制裁のみ、自然人の場合はカルテル罪のみ、と非常にすっきりしているんですけども、これで実際の運用、機能の点はどうなっているのかということを知りたいわけです。

第2番目は、この研究会の目的と関係するのですが、そういった違反抑止のためにメインとなっている柱、外国における柱を日本に取り込む場合にどういう問題がありそうなのか。例えば、先ほどのお話ですと、ダメージというアメリカの制度、損害賠償の制度の場合には、クラスアクションと結びつけばうまくいく。しかし、クラスアクションというものは日本では採用されていない。それでは日本の場合は、損害賠償の制度は難しいというようなことになるかもしれない。このように外国の制度を日本に取り込む場合に、問題となり得るところについて、わかる範囲で結構だと思いますが教えて頂きたいと考えます。広範囲に及ぶこともあり、かつ大変お忙しいと思いますので、分かる範囲内で結構です。

**諸石委員** 大変詳しい御説明をいただきまして、有難うございました。できればこれに加えてEU独禁法、EC独禁法というのをもう一つ調査対象として加えて、そちらの方から見るということが必要なのではないのでしょうか。特にEUと加盟国との関係、アメリカでは連邦と州との関係で、どうなっているものだろうかということもお願いできればと思います。

それから、実体法中心の、何と申しますか刑法的な御説明が主だったと思うのですが、手続法的な点では刑事裁判の手続というのは何となくイメージが共通してわかるのですが、行政手続がどこまで司法的ないし、準司法的にされているのだろうか。あるいは、被疑者の権利がどうなっているのか。方々で御説明があったのですが、その辺をとりまとめた御説明を御教示をいただけないのでしょうか。

今、詳細な説明に対して更に詳細な御質問が出て、そちらの方から徹底的に理解をしたいということと、一方では最後にとりまとめて我が国の制度を

考えるときに参考にしようと思ったら、これをどう取りまとめたらいいのかという問題があります。その辺、要点の表みたいなものに最後にはなっていくのだろうと思いますが、一般的にわかりやすく、後の役に立つような整理の仕方を、どうしていったらいいのでしょうか。そういうことを考えました。

**塩野座長** どうもありがとうございました。今の諸石委員の御発言は、私に対する御質問あるいは御要望かと思imasるので、最後に既に考えていることを申し上げたいと思imas。

小林委員どうぞ。

**小林委員** 大変難しい内容を素人にもわかりやすく説明していただきありがとうございます。各国にそれぞれの競争法の執行にかかわる関係主要機関というのを挙げていただいたんですけれども、それぞれの国において、その主要機関がどういった相互関係にあるのかということについて、まとめたものをいただきたいと思imas。

それからもう1点は、皆さんから出ている質問の中で、具体的な金額の算定方法、手続につきまして、日本の場合は今、課徴金に関しての算定率というのがありますけれども、実際の手続の中では、各国にそういったある程度ガイドラインとなるような算定率というものが存在するのかどうか。存在するとしたら、どういった基準で、どういった率になっているのかということもあわせて教えていただきたいと思imas。

**塩野座長** まだまだいろいろ御質問もあろうかと思imasけれども、引き続き外国法制の調査をやっていただいた方々も、またここに御出席いただけるということでございますし、またペーパーでもお出しいただけることだと思imasので、一応、今日はここで御質問を閉めさせていただきます。御一方、5分間で今日の御質問について、今日答えておいた方がよかろうと思imasところについて、御自分で選んでそれぞれお答えいただければと思imas。

それでは、まず発言順に今井、岩橋、川出さんの順でお願いいたします。

**今井調査員** 非常に貴重な質問、御意見をいただきましてありがとうございます。すべての方の御意見がもっと深いことを指しておられると思imasので、今日すべてを答えることはできませんが、思いつく範囲でお答えさせていただきます。

まず、村上委員の御質問ですけれども、イギリスについて第1点、事業者、

enterpriseについて、なぜ法人処罰がないかという点、恐らく、これは1998年法がE Cのローマ条約を取り入れたものであって、E Cにおいては行政罰としてのfineしか課せないの、それを越えて国内で処罰することはためらわれていたものだと思います。そして、2002年法はE Cとの調和ではなくて、むしろアメリカを向いて倒産法の改正をしたり、あるいは消費者保護を入れたり、そして個人処罰を入れているものですので、自然人は入っております。したがって、ちょうど法人処罰はまだ中間の空白地帯になっていると思います。

2番目の御指摘でE U圏内におけるfine、行政制裁金の調整については、私も先生と全く同じ意見でございます。イギリスで書かれているものを見ましても、本来はE C全体でセントラルなオーソリティがあって、そこによって課徴金、fineを調整すべきなのだが、どちらか先に事案が継続した国において処分せざるを得ないために、結論として調整しましょうということが書いてありまして、先生の御指摘どおりだと思います。

それから、S F OとO F Tとの関係でございますが、イギリスにおける競争法違反の調査に関して、専門的知識を持つのは、やはりO F Tの職員だと伺っております。しかし、O F TとS F Oは人員の相互交流がかなりございますので、O F TがS F Oのコメントを聞きながら調査を尽くすと、大体におきまして、訴追可能な処分は済んでいるというふう聞いておりますが、最新の状況を踏まえて補充させていただきたいと思います。

それから、村上委員のフランスにおける、あるいはイギリスにおける自然人に対する行政制裁金の賦課ということとして、これは私も非常に勉強しながら疑問に思っていたところなんです、実際にはほとんどの場合、enterprise、事業者の方に行政制裁金が課されております。自然人に対してフランス、イギリスにおいて、この時期に及び犯罪化が進んでいるということは、やはり自然人には刑罰をとるという感覚が強いのかもしれませんので、背景に含めまして、もう一度調査をさせていただきます。

それから西田委員の御指摘でございますが、行政制裁金という観念、行政処分に近いものが各国にあるかということですが、フランスはその説明で足りると思うのですが、イギリスは報告でも申し上げましたように、Civil debtと言われていて、行政というよりも民事であるという感覚が非常に強いかと思います。それを大陸法系的な分け方で、行政かと言えば行政に

なるのでしようけれども、Administrativeという概念は余りないかと思いませんので、評価実体が乖離しているかは、改めて調査させていただきたいと思えます。

また、西田委員の御指摘ですが、課徴金を課す対象としてのターンオーバー（売上高）の話ですが、フランスはワールドワイドでございます。イギリスは基本的に国内ですが、relevant turnover、関連するターンオーバーということになっていまして、その”relevant”の解釈によって、UK内に市場があるのだけでも、EUとコネクトしている場合は、そこまで含めるといふような指針も出ているので、実態においては、ワールドワイドに寄ってはおります。しかし、基本は、イギリス国内市場限定型だと思われれます。

それから、あとは村田委員からの御指摘ですが、イギリスの2002年エンタープライズ法はさきほど申しましたように、EC条約というよりは、国内の強制力強化、むしろアメリカ向きということで御理解いただければと思えます。それから、実質的証拠法則等については、UKではないと思えますが再度調査はいたします。

それから、EUのフォルクスワーゲン事件などは御指摘のとおりでございますし、フランスにおいてフランステレコム的事件、国内では非常に高額だと言われたのですが、別の事件の紹介に関しても申しましたが、最初の事件なので理念的な対応がとられていた可能性が非常に強いと思われれます。近時のもっと高額事例がございますので、それは補充させていただきます。

それから談合罪、カルテル罪等につきまして、合意プラス実施が要と言ったのは、私の個人的な見解です。

**岩橋調査員** 主に競争法、Anti-trustに関する御質問が多かったと思うのですが、これに関しましては、私より詳しい先生方がたくさんおられますし、また具体的な資料は - - アメリカのことですので - - そろいますので、これは後ほど補足的な説明をさせていただければと思えます。

より一般的な問題といたしましては、西田委員からAdministrative civil penaltyというのは制裁なのかというお話がありましたけれども、Penaltyでございますので、これは処罰であるという説明に現在ではなっていると思われれます。といいますのは、一時期、Penaltyに当たると二重処罰になるという、そういう議論があった時期に、これはPenaltyではないのですよという方向の説明をすることもあったのですが、現在におきましては、Penalty



でいいのだということです。Penalty であると。もちろん、その目的としては、応報と抑止であれば抑止の方に重点があるということは、これはそうなのですが、しかし、刑事罰の中にも抑止の方に重点があるものもございまして、とにかく処罰は処罰であるということだと思われま

す。諸石委員からは手続法の中身ということでございましたけれども、基本的に、行政的なAdministrative civil penaltyでありまして、いわゆる準司法的手続がとられるのが通常です。それが通常ですが、ものによりましては、額の低いものに関しましては、いわゆる準司法的なものでなくてもかけられるという類型を持つ法律もございまして、それぞれによって異なる、ないし、安いものは軽いもので地方裁判所に行く、重いものは重い手続をするかわりに控訴裁判所から始まるといったような割り振りになっております。それぞれ具体的には、同じ類型の準司法的手続といってもその中身がまたものによって変わってきますけれども、これは独禁法と証券取引法あたりに関しましては、より具体的なことについても調べさせていただきたいと思

います。

以上です。

**川出調査員** 最初に、村上委員から御質問があった刑事手続と過料手続との具体的な調整はどうなるのかという点ですが、まず一般的な話としては、秩序違反法で、行政官庁が秩序違反行為について調査を行っている際に、その行為が犯罪行為にもあたる疑いが出てきた場合は、特別の定めがない限り、事件を検察庁に送致しなければならないとされています。そのうえで、検察庁がその事件を刑事事件として起訴するか否かを決定するわけですが、起訴しない場合には、事件を行政官庁に戻すこととなります。ですから、検察庁による捜査手続と行政官庁による秩序違反の調査手続が並行して進むということはない仕組みになっているわけです。これが原則なのですが、唯一の例外が、競争制限法違反に基づき法人に対して過料を課す場合です。競争制限禁止法の中に、この場合には、カルテル庁が専属的な管轄権を持つという規定が置かれており、これは、その場合には、法人に対する過料の前提となる自然人行為者の行為が、同時に刑法の入札談合罪に該当する疑いがあったとしても、事件を検察庁に送致しなくてもよいという意味だと解釈されています。そうすると、両手続が並行して行われる余地が出てくるわけで、刑法のコンメンタルなどを読みますと、両機関の協力が必要だと書いてあるんですが、具体的にどう調整しているのかはよくわかりませんので、その点

は調べてみます。

それから、具体的な事件での過料額の算定については、報告の中で申し上げましたように、交通違反については非常に詳細なカタログがありまして、それによって決まるんですが、それ以外の違反についてカタログがあるという話は聞いたことがありません。ただ、内部基準があるかもしれませんので、この点も調べさせていただきます。

それから手続については、これも報告の中で申し上げましたが、過料については、基本的に刑事訴訟法の規定が準用されますので、対象者の権利保障とか証拠法則等についても、刑事手続とほぼ同じということになります。排除措置命令等の行政処分を課す手続については、これとは異なりますので、その詳細についても調査いたします。その他、EUとの関係等についても、改めて調べさせていただきます。

**塩野座長** そのほかにもいろいろ重要な御質問がございましたが、それは議事録に残りますので、またそれを各調査員の方に配付いたしまして、後日お答えいただきたいと思っております。

先ほど諸石委員から御質問がございました「EUが欠けているではないか」という御指摘はそのとおりでして、EUを外しているわけでは全くございません。ただ、各国から見たEUの問題については、各国の方で調整をしていただき、EU自体はまた改めて時間があればと言うことで。

手続については、それぞれ御説明があったところだとは思いますが、もう少し詳しいことをいうことであれば、例えば、アメリカですと、それぞれ詳しい方もおられますが、ドイツあたりですと、行ってみないとわからないかもしれませんね。イギリス、フランスでも、これは条文上こうなっておりますということでは諸石委員の御関心には応えられないと思っておりますので、もしどうしてもということであれば、どこかに行ってくださいということになるかもしれません。

そのほか、例えば増井委員の御発言もなかなか文献調査だけでは難しいということもありまして、それはどうしたらいいかというのは、大変重要な御質問ではございますので、これから考えさせていただきますと思います。

とりまとめですけれども、これは大変立派なものなので、これをどういう形で公表するかということはいろいろ考えておりますが、1つは事務局に大変な負担をかけるかと思っておりますけれども、一覧性を持った表はお約束してよ

ろしいですね。

**田和次長** 頑張ります。

**塩野座長** それはできるというふうに理解をいたしておりますので、それはまた日本法的な目で見たと一覧性ができるが一番おもしろいと思いますので、また委員方々にもそれぞれ御相談させていただきたいと思います。そのときは御協力をお願いしたいと思います。ちょっと時間を越えまして申し訳ございませんでしたが、最後に事務局から次回の御案内等をお願いします。

**田和次長** 次回第5回ですが、11月29日火曜日でございます。午前9時半からでございます。今度は内閣府の方の5階でございます。今回は日本チェーンストア協会、それから岸井法政大学教授、伊従弁護士からの意見聴取、それから、今議論がございましたけれども、公正取引委員会から競争法に焦点を絞って、海外主要国の比較について説明聴取を行いたいというふうに考えております。

それから第6回につきましても、12月の15日木曜日、午前9時半からでございますけれども、第6回では公取委からヒアリングを行いたい。そのヒアリングを踏まえて議論をしていきたいと思っておりますが、資料の一番下に公正取引委員会からの説明聴取事項案というのが1枚紙で配付させていただいております。既にもう一部の委員からはヒアリングをしたいという項目をいただいておりますけれども、今日の議論を聞きますと、更に多分、日本の公取委からもぜひ聞きたいというお話が出てくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ事務局の方にそういう項目がございましたら、お寄せ下さい。なお、お手元の紙は、これはあくまで、今のところ我々が考えている例でございます。更に追加でいただければと思っております。

それから来年1月以降また議論が継続してまいりますけれども、その日程調整はまた事務的にさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

**塩野座長** 公取委に対する質問よろしくお願いいたします。その場合、今回はファクトということをお願いしたいと思っております。どういう事実であるかということで、質問をしていただきたいと思います。

本日はお忙しいところありがとうございました。

(了)